

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（727））

2. 日時：平成30年3月2日 11時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、伊藤安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、
穂藤保安規定係長、竹内技術参与

（実用炉審査部門）

後藤管理官補佐

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループマネージャー 他7名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第5条 津波による損傷の防止>

- 東海発電所の取水路・放水路について、その機能に期待しないことから埋め戻すとした記載は、廃止措置計画で当該取水路・放水路を維持するとしていることと整合しないため、事実関係を整理して提示すること。
- 東海発電所の放水路は、東海第二発電所の降雨対策として期待している構内放水路を使用する設計としているが、当該放水路の機能に影響を与えない根拠を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・東海発電所 取水路・放水路と防潮堤横断部の概要
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・津波防護対策一覧